## 地域型保育事業の利用定員等について

## 1. 概要

市町村長が地域型保育給付費の支給にかかる施設として確認する「地域型保育事業」においては、 子ども・子育て支援法第43条第2項の規定により利用定員を定めようとするときは、 児童福祉審議会等での意見聴取を必要とする。

## 2. 小規模保育施設一覧

施設名		設置主体	住所	類型	3号定員			定員(人)	開園時期
					0歳	1歳	2歳	足具 (八)	用趣时物
新設	エンゼルさつき保育園馬橋	株式	馬橋	A型	3	8	8	19	R5.4
増員数					3	8	8	19	

※設置主体:株式→株式会社、学校→学校法人、 一社→一般社団法人